

郡山市固定資産税及び都市計画税に係る返還金の支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税及び都市計画税に係る過誤納金のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により還付することができる期間（以下「還付対象期間」という。）を経過した過誤納金に相当する額（以下「還付不能金」という。）及びこれに係る利息額（以下併せて「返還金」という。）を納税者に支払うことにより、納税者の不利益を補填し、もって税負担の公平と行政に対する信頼の確保を図ることを目的とする。

(返還金の支払手続)

第2条 市長は、過誤納金を還付不能金に該当するものと認めたときは、直ちに返還金の支払の手続きを開始するものとする。

(返還金の支払対象者)

第3条 返還金の支払いを受けることができる者（以下「支払対象者」という。）は、瑕疵ある課税処分に基づく固定資産税又は都市計画税を納付した者とする。ただし、当該納付した者が死亡している場合は、その相続人を支払対象者とする。

(返還金の範囲)

第4条 返還金は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 還付不能金

(2) 利息額（第6条で計算した日数に応じ、還付不能金に年3パーセントの割合を乗じて得た金額）

(返還対象期間)

第5条 返還金の支払いは、還付対象期間前15年度分までの過誤納金について適用する。

(利息の計算期間)

第6条 利息の計算期間は、過誤納金が納付された日の翌日から起算し、支出を命令した日までとする。

(返還金の支払通知)

第7条 市長は、返還金額を確定し、支払対象者に通知するものとする。

(返還金の支払)

第8条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金を支払対象者に支払うものとする。

(未納額への充当)

第9条 支払対象者に納付すべき市税の徴収金がある場合は、返還金をその未納額に充当することができるものとする。

(還付不能金の算出)

第10条 還付不能金を算出する場合は、当該還付不能金を生ずることとなった年度の瑕疵ある課税処分に係る課税標準額及び税額並びに瑕疵がなかったものとした場合の課税処分に係る課税標準額及び税額によるものとする。

(事務の取扱)

第 11 条 返還金に係る事務処理については、郡山市税条例施行規則（平成 3 年郡山市規則第 28 号）第 43 条の規定を準用する。

（施行細目の委任）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、返還金の支払いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。